

は に ゆ う り ょ う し ま じ ゅ う り ょ う よ う は い す い ろ

羽生領島中領用排水路.....

土地改良区だより

令和7年7月発行

第24号

編集・発行 羽生領島中領用排水路土地改良区 総務課

〒347-0001

埼玉県加須市大越3756番地1

TEL 0480-53-3888 FAX 0480-53-8468

<https://hanyuryo.com>

E-mail:hanyuryo@bz01.plala.or.jp



田植え風景（羽生市大字上手子林地内）

【おもな内容】

- 通常総代会開会あいさつ
- 総代会提出議案
- 令和5年度決算報告
- 令和7年度収入支出予算
- 令和7年度賦課金等について
- 令和6年度事業の実施状況
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合について
- お願い

令和6年度通常総代会 総代会開会あいさつ

理事長職務代理者 理事

今 井 義 郎



皆様、おはようございます。理事長職務代理の今井でございます。本来であれば、本日お見え頂いております野中厚代議士が理事長でございますが、現在、文部科学副大臣に就任しており、政府の決まりで理事長職を休職となっております。その間、私が理事長代理を務めさせて頂いているところでございます。私が理事長の時もお世話になりましたが、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、本日の総代会でございますが、まず総代の皆様には日頃より当改良区の事業、運営に対し並々ならぬご理解、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。また、本日はご多用の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。そして本日はご来賓といたしまして、衆議院議員 野中厚様、埼玉県農村整備課 西澤課長様、埼玉県加須農林振興センター 吉田所長様、独立行政法人 水資源機構 利根導水総合管理所 秋場所長様、には年度末のご多用のところ、ご臨席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

さて、今年度のかんがい期につきましては矢木沢ダム付近の積雪深も平年を下回り、消雪についても平年より早く、4月中旬頃でございました。また、かんがい期間中の降雨量については、4月、7月と平年より少なく、5月、6月が平年並みであり、8月は台風10号の影響により、平年の175%、321mmであったということでございます。今年度のかんがい期間中も大きな災害もなく、皆様のご協力をいただきながら、何とか無事に乗り切ることができましたことを改めて感謝申し上げます。

次に当改良区の事業の関係になりますが、当改良区が事務局を行っております、国営土地改良事業地区調査、中川上流地区につきましては6年目が終わるところでございますが、先月の2月3日に、関係4市長様、市議会議長様、JAはくさい、JA埼玉みずほの組合長様に出席いただき、推進協議会の総会を開催いたしました。また、来賓として衆議院議員 野中厚様、葛西用水路土地改良区理事長 三ツ林裕己様、関係の県議会議員の皆様にもお見え頂きました。総会においては、事業制度を変更するべく「地域防災対策一

体型」での賛同を得て、無事に会議を終了することができました。よって、今後は防災の観点から事業を行うということで、令和10年度の事業着工へ向けて進んでいくところであります。

次に、令和6年度の当改良区の事業でございますが、大がかりな水路改良工事、揚水機場等の工事は実施しておりませんが、先ほどの中川上流地区の事業路線との兼ね合いにより、実施していくところであります。

次に、県営事業の関係でございますが、当管内においては現在2つの県営事業を実施しております。まず「稲荷木落地区」でございますが、加須市・久喜市に跨る稲荷木落排水路を中心に、三尺落排水路、沼尻落排水路の改良工事を約9,830m実施する事業でございます。現在の事業はその流入先である稲荷木落排水路を令和6年度途中でありますが、加須市旗井地内を約70m完了するところでございます。今年度分の工事が終わって約4,628mが完了したことになり、稲荷木落排水路については、残りが約880m、事業全体で残りが約5,202mとなり、令和18年度には完了する予定でございます。

次に「島中領地区」の石綿管交換工事でございますが、令和6年度においては、幸手市外国府間地内等において、約670mの工事を実施してございます。令和8年度で事業完了の予定であり、全体の事業量10.9kmで、今年度の工事完了によりまして、総事業の約9Kmが完了するものでございます。

以上、今年度の事業について説明をさせていただきましたが、農業経営については、一昨年、昨年と米の販売価格は上昇してまいりましたが、一方で燃料代や肥料など諸資材の高騰に加え、カメムシによる被害や猛暑の影響による収量減など、先が見えない状態であると感じています。こうしたことから、改良区の運営については年々厳しさを感じているところでありますが、改良区の資金であります賦課金ですが、羽生領地区においては、昭和62年度から同額、島中領地区においては平成6年度から同額でいただいているところであります。

昭和も今年で 100 年を迎えたところであります。この 20 年、30 年、平成、令和と経て農業を取り巻く環境、改良区を取り巻く環境は当然変化しております。今後、改良区がこうした変化に対応しながら、実りある農業を支えていく上での、水配業務や管理業務を良好に継続することを考えた場合、財政面や人材の確保育成、猛暑の中での作業環境など、現状のままでは運営が難しくなると役職員は感じているところであります。今後、役員会において変化に対応した改良区運営について、議論を重ねてまいりたいと思いますので、総代の皆様をはじめ、組合員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

そして本日は、来賓として埼玉県、利根導水の方もお見えいただいておりますので、今後も改良区のよりよい運営についてのご指導、また魅力ある農業、そして未来へ繋がる農業への先導役として、共に担っていただければと願うところであります。

最後に、役職員一同、引き続き土地改良区の事業運営について、努力してまいりますので、総代の皆様にも重ねてご支援ご協力をお願い申し上げますとともに、組合員皆様のご健勝を御祈念申し上げ挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。



総代会提出議案

- 議案第 1 号 令和5年度事業報告書、一般会計収入支出決算及び財務諸表の承認を求めることについて
- 議案第 2 号 令和6年度専決処分の承認について
- 議案第 3 号 定款の一部改正について
- 議案第 4 号 規約の一部改正について
- 議案第 5 号 諸規程の一部改正について
- 議案第 6 号 令和7年度賦課金・徴収期間・徴収方法等について
- 議案第 7 号 令和7年度陸田等用水使用料及び徴収期間について
- 議案第 8 号 令和7年度地区除外に伴う決済金について
- 議案第 9 号 令和7年度一般会計収入支出予算について
- 選挙第 1 号 役員補欠選挙について



(議案採決)

役員補欠選挙の結果について

令和2年12月25日閣議決定により土地改良区にも女性理事の登用が掲げられ、令和7年3月24日の総代会にて役員補欠選挙を行い次の方が当選されました。

被選挙区	地区名	氏名
全被選挙区	羽生市	飯塚 真砂美
	加須市	儘田 光子

令和5年度 決算報告

令和5年度 収支決算書

貸借対照表

【一般会計】

令和6年5月31日現在（単位：円）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
1 土地改良事業収入	247,113,232	1 土地改良事業費支出	166,851,362
2 附帯事業収入	47,740,627	2 附帯事業費支出	0
3 基本財産運用収入	5,355,351	3 一般管理費支出	108,573,428
4 特定資産運用収入	1,516,720	4 土地改良事業負担金支出	20,805,725
5 補助金等収入	1,686,000	5 固定資産取得支出	2,817,040
6 交付金収入	6,480,000	6 出資金取得支出	197,446,273
7 寄付金収入	0	7 基本財産積立支出	2,789,231
8 業務受託料収入	13,129,600	8 特定資産積立支出	66,138,899
9 雑収入	7,165,662	9 雑支出	797,166
10 基本財産取崩収入	0	10 繰越金	90,456,775
11 特定資産取崩収入	200,476,553	11 予備費	0
12 固定資産売却収入	299,000		
13 繰越金	125,713,154		
収入合計	656,675,899	支出合計	656,675,899

○監査報告

令和5年度の羽生領島中領用排水路土地改良区の監査について、令和6年8月9日に運営状況及び事業報告書、収支決算書及び財産目録等について決算監査を行いました。監査結果については、監査報告書とおり、いずれも相違なく適正であったことを認めます。

総括監事 籠宮 博

令和6年3月31日現在（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 流動資産	117,485,313	1 流動負債	27,493,461
現金及び預金	98,289,716	預り金	1,487,508
未収賦課金等	8,759,209	賞与引当金	7,041,703
その他未収金	10,180,840	適正化事業拠出金短期未払金	1,842,600
前払金	255,548	未払金	17,121,650
2 固定資産	11,711,074,982	2 固定負債	97,598,260
(1) 基本財産	760,779,526	適正化事業拠出金長期未払金	1,692,000
基本財産積立金	339,329,526	職員退職給付引当金	94,995,480
基本財産有価証券	421,450,000	役員総代退任功労金引当金	910,780
(2) 特定資産	10,495,341,773	負 債 合 計	125,091,721
所有土地改良施設	7,708,197,112		
土地改良施設用地等	20	正 味 財 産 の 部	
職員退職給付引当積立資産	69,153,451	1 指定正味財産	7,299,430,670
転用決済金積立資産	2,685,788,013	受取補助金(施設用)	312,873,936
維持管理積立金資産	15,661,637	所有土地改良施設受贈益	6,970,015,194
特定施設維持管理基金積立資産	16,541,540	特定施設維持管理基金積立資産	16,541,540
(3) その他固定資産	454,953,683	(うち特定資産への充当額)	(7,299,430,670)
土地	46,939,570	2 一般正味財産	4,404,037,904
建物	188,352,076	(うち基本財産への充当額)	(760,779,526)
車両運搬具	1,147,197	(うち特定資産への充当額)	(3,126,757,652)
器具備品等	2,766,442	正味財産合計	11,703,468,574
ソフトウェア	2,715,447		
長期未収賦課金等	19,789,231		
出資金	197,510,120		
不納欠損引当金	△4,266,400		
3 繰延資産	0		
資 産 合 計	11,828,560,295	負債及び正味財産合計	11,828,560,295

令和7年度 収入支出予算

【一般會計】

(単位：千円)

収 入			支 出		
科 目	予 算 額	予算に 占める割合	科 目	予 算 額	予算に 占める割合
1 土地改良事業収入	241,920	38.4%	1 土地改良事業費支出	232,990	37.0%
2 附帯事業収入	48,160	7.7%	2 附帯事業費支出	10	0.0%
3 基本財産運用収入	6,530	1.0%	3 一般管理費支出	116,640	18.5%
4 特定資産運用収入	6,400	1.0%	4 土地改良事業負担金支出	27,000	4.3%
5 補助金等収入	50	0.0%	5 固定資産取得支出	1,730	0.3%
6 交付金収入	10	0.0%	6 出資金取得支出	180,000	28.6%
7 寄付金収入	10	0.0%	7 基本財産積立支出	3,810	0.6%
8 業務受託料収入	13,920	2.2%	8 特定資産積立支出	64,200	10.2%
9 雑収入	9,730	1.5%	9 雑支出	3,000	0.5%
10 基本財産取崩収入	180,000	28.6%	10 繰越金	0	0.0%
11 特定資産取崩収入	76,020	12.1%	11 予備費	410	0.0%
12 固定資産売却収入	30	0.0%			
13 出資金返還収入	10	0.0%			
14 繰越金	47,000	7.5%			
収 入 合 計	629,790	100.0%	支 出 合 計	629,790	100.0%

令和7年度 賦課金等について

1. 賦課金

令和7年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

地 区	地 目	1㎡あたり
羽生領 第1地区	田	4.30円
	畑	2.15円
羽生領 第2地区	田	2.15円
島 中 領 地 区	田・畑	5.00円

徴収期間 上期 令和7年 7月1日～令和7年 7月31日
下期 令和7年11月1日～令和7年12月 1日

2. 陸田等用水使用料

令和7年8月1日現在の使用者に発付されます。

田として賦課されていない土地に水稻を耕作した場合、使用料を徴収します。

地 区	用 途	1㎡あたり
羽生領地区	管理水路から直接・間接的に取水するもの	2.15円

徴収期間 令和8年1月1日～令和8年2月2日

陸田等用水使用料に対する耕作状況は自己申告です
異動申告がない場合は、前年度の耕作面積の取扱いになります
耕作面積等の異動があったときは申告（陸田耕作異動申告書）をお願いします。

1. 新たに陸田耕作を始めるとき
2. 耕作地を休耕したとき、又は、耕作面積を増減したとき（申告は令和7年9月30日迄に）

3. 受益者負担金【島中領地区】

パイプライン石綿管交換工事にあたり、実施地区の該当する方に、その事業費の一部を平成27年度から令和6年度の10年間でご負担いただきました。ありがとうございました。受益者負担金については、令和6年度で終了となり令和7年度の納付書の発付はございません。

4. 地区除外決済金

農地を農地以外（宅地や雑種地等）に転用する場合は、農地転用等の通知書及び地区除外申請書により申請が必要です。

また、土地改良法第43条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められており、地区除外決済金の納付が義務付けられています。（市街化調整区域・市街化区域）

地区除外決済金は、組合員の皆様が納められている賦課金で用排水路の維持管理費を賄っているため、農地を転用され面積が減ると、残された農地（組合員）が負担することになりますので、残された農地に対し過重な負担にならないようにするためのものです。

公共事業（道路または施設等）の用地として買収されたときも地区除外決済金が発生します。

事業主体（買収者）と十分な話し合いをされますようお願いいたします。

◎地区除外決済金は次のとおりです。

地 区	地 目	1㎡あたり
羽生領 第1地区	田	236円
	畑	118円
羽生領 第2地区	田	118円
島 中 領 地 区	田・畑	111円

農地を改良等する時は手続きをお願いします

1. 土盛りをするとき
2. 田から畑に地目を変更するとき（※1）
3. 資材置場等に一時使用するとき

（※1）田から畑に地目変更する場合は、一時負担金を納付していただきます。【羽生領地区のみ】

5. 目的外排水負担金

令和7年4月1日現在の排水放流承認者に対して発付されます。
工場・営業排水を放流するときの目的外排水負担金は次のとおりです。

1㎡あたり 基準額 2.87円

放流先・使用者等の変更があった時は手続きをお願いします

1. 使用者が変更になったときは変更の手続き
2. 公共下水道や農業集落排水に接続されたときは取消の手続き

6. 施設使用料

令和7年4月1日現在の施設使用承認者に対して発付されます。

占用している面積・延長等により算出されます。

管理施設（水路敷等）の占用内容等に変更があった時は手続きをお願いします

1. 使用者が変更になったときは変更の手続き
2. 撤去されたときは取消の手続き

● 境界確認申請

土地改良区の管理施設と接している土地の境界が不明な場合は、境界確認申請をしてください。

各種申請書様式はホームページよりダウンロードできます

令和6年度事業の実施状況

1. 県営特定農業用管水路等特別対策事業（島中領地区）

施設名	施工箇所	事業量	事業費
高須賀揚水機場	久喜市小右衛門・幸手市外国府間地内	670m	70,000,000 円



（撤去状況）



（布設状況）

2. 維持管理事業

工事名	施設名	件数	事業費
水路浚渫工事	側排水路 他	56 件	13,731,150 円
水路雑草藻刈工事	四ヶ村用水路 他	118 件	71,546,600 円
水路修繕工事	岩瀬落排水路 他	20 件	16,115,000 円
樋管堰枠工事	元和川用水路 他	5 件	5,535,200 円
揚水機場等施設維持費	間鎌揚水機場 他	21 件	2,393,600 円
計		220 件	109,321,550 円

水路にゴミを捨てないようご協力ください

水路に捨てられたゴミ等は、通水の妨げとなり水不足や溢水の原因となります。このゴミ処理の費用は、組合員から納付された賦課金で賄われています。



- ・ 大切な用水のかけ流し等をなくし有効利用しましょう
- ・ 水路近くで遊んでいる子供たちを見かけたら一声かけて子供たちを水難事故から守りましょう
- ・ 水路のフェンスなど破損を見かけたら土地改良区又は最寄りの警察署に連絡をください

令和7年度実施予定事業

1. 県営特定農業用管水路等特別対策事業（島中領地区）

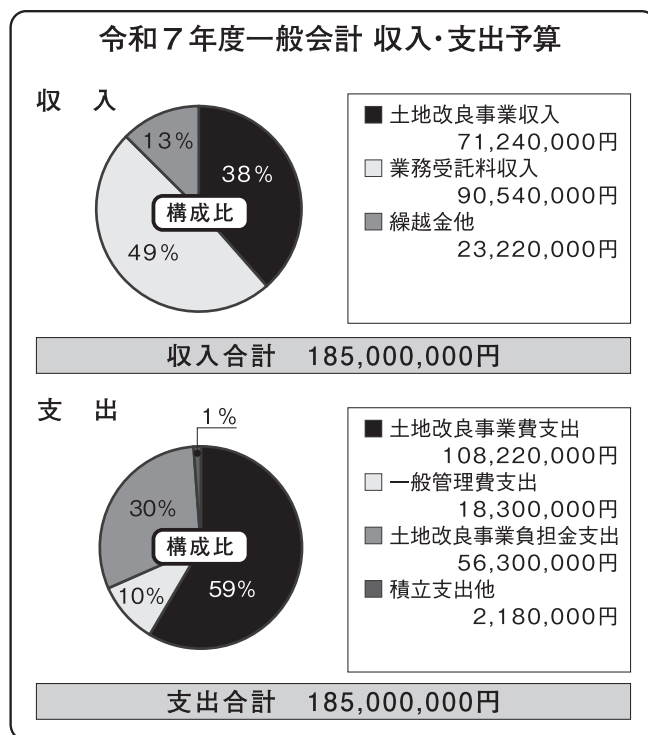
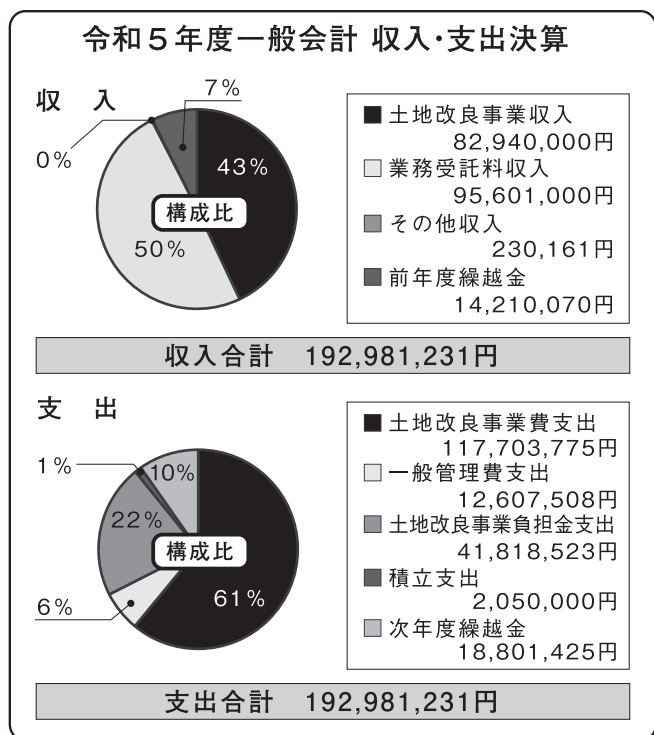
施設名	施工箇所	事業量	事業内容
高須賀揚水機場	幸手市外国府間・高須賀地内	600m	農業用管水路更新工事

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

当連合では、利根中央事業で整備された水利施設により、北は羽生市から南は三郷市まで10市3町に跨る広大な農地に用水供給を行っています。本年度も、水源の状況を注視しながら安定した用水供給を行ってまいります。

また、老朽化が課題となっていた中央管理所等の水管理施設（通水の遠方監視・遠方制御施設）については、国営利根中央土地改良事業により、今年度で補修・更新が完了する予定です。

《令和7年3月25日通常総会が開催され、次のとおり可決決定されました》



◇令和7年度 所属土地改良区の連合費賦課額

所 属 土 地 改 良 区	賦 課 額
葛西用水路土地改良区	28,570,000円
羽生領島中領用排水路土地改良区	19,300,000円
合 計	47,870,000円

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 管理等の状況 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇



◎令和7年3月25日 総会の様子



◎県営農地防災事業（湛水防除）稲荷木落排水路
【加須市旗井地内】

お 願 い

組合員の皆様へ

こんなときは届出が必要です

※土地改良法第44条により組合員資格得喪通知の提出が義務付けされております

1. 組合員が死亡され農地を相続したとき
2. 農地の売買、贈与、交換等により所有権移転があったとき
3. 農地の賃貸借又は解約をしたとき
4. 住所の変更が生じたとき
5. 農業者年金等による組合員に交替があったとき

郵送でも手続きができます

ご連絡をいただきましたら様式を送付いたします
(ホームページからでも様式を取得できます)

賦課金等の納付について

コンビニエンスストアやスマートフォン決済
アプリでも納付ができます。

【金額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストア
およびスマートフォン決済アプリでは納付できません。】

賦課金の納付書は、
年額で10,000円以上の場合は2枚になります。
(上期と下期)
年額で10,000円未満の場合は1枚です。

● 納付場所の注意 ●

羽生市役所内、加須市役所内の銀行派出所での
納付につきましては、令和6年3月20日をもって
終了いたしましたので、その他の納付場所にて
納付をお願いいたします。

口座から振替も可能です
申込用紙が必要な方はご連絡ください。

＜口座振替のできる金融機関＞

- | | |
|----------------|------|
| 1. 埼玉りそな銀行 | 本・支店 |
| 2. りそな銀行 | 本・支店 |
| 3. 足利銀行 | 本・支店 |
| 4. 武蔵野銀行 | 本・支店 |
| 5. 東和銀行 | 本・支店 |
| 6. 埼玉縣信用金庫 | 本・支店 |
| 7. 川口信用金庫 | 本・支店 |
| 8. ほくさい農業協同組合 | 各支店 |
| 9. 埼玉みずほ農業協同組合 | 各支店 |
| 10. ゆうちょ銀行 | 各支店 |

※上記金融機関につきましても、口座振替の金融機関としてご利用
できなくなる場合がございます。
あらかじめご了承くださいませよう願いたします。

◎納付者・振替口座等に変更が生じたときは、お届けいただいている
口座から引落しが出来ませんので、変更手続きをお願いします。

引落し先金融機関の通帳記載により振替済とさせていただきます。
納付証明書が必要な方は、ご連絡いただきましたら発行いたします。

お 知 ら せ

相続登記の義務化について

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

- (1) 相続(遺言も含みます)によって不動産(土地、建物)を取得した相続人は、
その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
 - (2) 遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、
遺産分割が成立した日から3年以内に相続登記をしなければなりません。
- (1)と(2)のいずれについても、正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料の適用対象となります。
なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となりますので、
不動産を相続したらお早めに登記の申請をしましょう。(詳しくは法務省のホームページ等をご覧ください)

手子堰改修に伴う農用地区域からの除外について

手子堰(加須市下樋遣川地内)の老朽化が進み、県営事業で改修工事を行い事業が完了致しました。
主な受益地は、加須市上三俣、多門寺、北小浜、北篠崎、下樋遣川、町屋新田、松永新田、生出、阿佐間となっております。
工事の受益地では、令和5年4月1日から8年経過するまで農地転用のための農用地区域からの除外は、
事業内容によってはできない場合がありますのでご注意ください。